

明代の使節賜宴と宴使礼

はじめに

明朝は、対外施策において、単なる武力による威圧や平和的な外交だけに留まらず、多様な方法を模索した王朝である。平和的な政策では、「海禁」と「礼制」という二つの手段が用いられた。早くも明代初期において、太祖朱元璋は戦乱で荒廃した中国を復興するため、諸外国に手を出すのではなく、内政面に集中すると決めた。彼は外国の領土や物資が明朝の隆盛の要因にはならないと考え、明朝の歴代皇帝が従わなければならない『皇明祖訓』を發布し、周辺の一五カ国を「不征服の国」と認めた。それに準じて、倭寇の略奪や海商の勝手な貿易を禁じるために、「海

禁」という沿海部に対する禁令を布いた。一五世紀以降、第三代皇帝の朱棣（永楽帝）が即位すると、彼は朝鮮や日本といった周辺諸国の国王を冊封したり^①、宦官である鄭和を南海に派遣して東南アジア諸国に朝貢を促したりするなど、積極的な対外政策を実施した。また、明代の朝貢制度は、冊封制度とともに、中国伝統の儀礼制度である「賓礼」に基づいていた。遠方から来朝した外国使節に融和的に対応するため、朝貢を受ける代わりに礼品を下賜する回賜が行われ、原則として、諸外国は明朝の儀礼制度に従わなければならないとなった。これが「礼制」である。

近年の明代の礼制研究に関しては、岩井氏^②（二〇〇五）や上田氏^③（二〇一三）の研究が挙げられる。現状、冊封・

謝 弘 睿

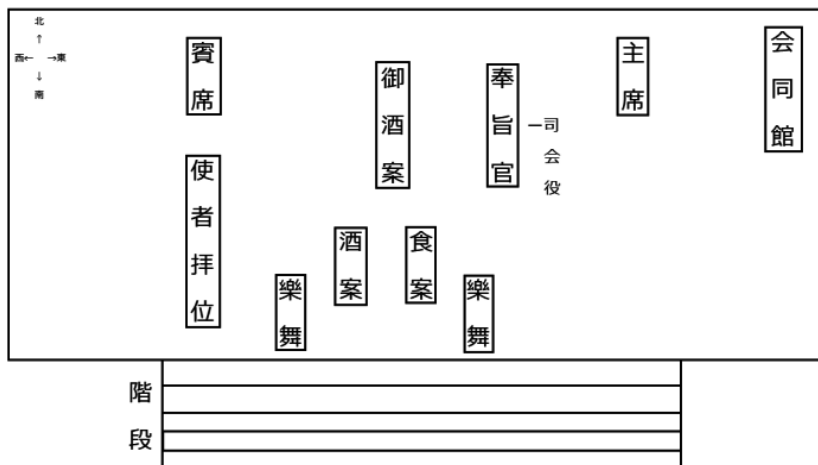
朝貢制度については十分な研究的基盤が築かれているものの、朝貢制度の延長線上における使節賜宴に関しては、まだ研究の余地が残っている。内田・高瀬・池谷氏³⁾(二〇〇九)は琉球使節の入京後の経緯を考察しており、一拝・五拝三叩頭の儀礼と、宦官・礼部官の出席を視野に入れている。米谷氏⁵⁾(二〇一三)は明朝における肅拜・引見儀礼について検討し、行礼により「中華秩序」が体感できたことを指摘している。以上を踏まえた上で、本稿では、使節賜宴で行われる儀礼を「宴使礼」と定義し、明朝外交史の枠組みにおいて、使節賜宴の意義と宴使礼の儀礼的作法を考察する。

一 宴使礼の位置と規定

明代の礼制は、すでに洪武初年に創出されている。洪武二(一三六九)年八月から洪武三(一三七〇)年九月まで、徐一夔などの儒学者が朱元璋の勅命を受け、明代最初の礼書である『大明集礼』を編纂した。これは、「吉嘉軍賓凶」と呼ばれる「五礼」を主としつつ、他の諸礼式も含む全五〇巻からなる礼書である。そのうち、「賓礼」条は「蕃王朝貢」(外国国王が明朝へ朝貢にくる)・「蕃使朝貢」(外国使節が明朝へ朝貢にくる)・「遣使」(明朝が外国へ使節

を派遣する)の三部分から構成されていることからして、いわゆる冊封と朝貢という儀礼制度は、基本的に賓礼に基づいたものであることが分かる。また、明朝の対外施策は現代の「外交」概念とは全く異なり、外国を従属国と認め、君臣の礼を通して上下関係(君臣関係)を定める。さらに、「蕃使朝貢」条では、おもに進貢礼と宴使礼という二つの儀礼が存在する。進貢礼とは、外国使節が明朝皇帝に「表文」(国書)と「方物」(献上品)を進呈し、様々な跪拜や叩頭の儀礼を行なうことである。一方の宴使礼では、遠方から苦勞して来訪した外国使節を慰勞するために宴会で歓待し、そこで様々な儀礼を行い君臣関係を強調する。したがって、宴使礼は宗主国である明朝と従属国である諸蕃国の関係を維持するための重要な儀礼制度であったといえよう。

宴使礼については、『大明集礼』卷三一賓礼二錫(≡賜宴儀注条)に以下のような記述がある。



図一…宴使礼の図式（『大明集礼』卷三二賓礼二錫宴儀注を参照）

蕃使進貢及叅見畢。禮部官奏奉聖旨、錫宴於會同館。（中略）使者自西階升、立于西隅（隅）。奉旨官立于御酒案之東。稱「有制」。使者望闕跪聽宣制。畢、贊禮唱「鞠躬、拜、興、拜、興、平身」。使者鞠躬、拜、興、拜、興、平身。奉旨官舉杯酌酒、授使者飲、北面同跪。使者飲畢、贊禮唱「鞠躬、拜、興、拜、興、平身」。使者鞠躬、拜、平身。贊禮引使者及奉旨官各就席坐。（訳文）蕃使が貢物を持参し、謁見を終えると、礼部官が聖旨を奏奉し、會同館で宴会を催す。（中略）使者は西の階段から上がり、西隅に立つ。奉旨官は御酒案の東に立ち、「有制」と称した。使者は皇宮に向かつて跪いて聖旨を聞く。儀式が終わると、賛礼は「鞠躬、拜、興、拜、興、平身」と唱える。使者は鞠躬、拜、興、拜、興、平身をする。奉旨官は杯を持ち上げて酒を注ぎ、使者に飲ませ、北向きで跪く。使者が飲み終えると、賛礼は「鞠躬、拜、興、拜、興、平身」と唱える。使者は鞠躬、拜、興、拜、興、平身をする。儀式が終わると、使者と奉旨官は各自席に着く。

使節賜宴の場所は、都城（南京、あるいは遷都後の北京）に位置する（会同館）である。会同館とは、外国使節が宿泊する客舎や朝貢貿易所を備え、使節賜宴を開催する場所である。

具体的な儀礼については、基本的に鞠躬二拝礼を行なうが、皇帝は使節賜宴に出席しないため、使節は皇宮に向かつて遙拝礼をしなければならぬ。これがいわゆる「望闕礼」である。洪武時代に編纂された『大明集礼』では、当時の応天府（南京）皇城は会同館の北に位置していたため、宴使礼での望闕礼は北の皇城に向かって行われていた。しかし、永楽時代に北京へ遷都されると、会同北館は皇城の正東に位置するようになり、望闕礼の方向にも変化が生じた。なお、『大明集礼』には宴会の主催者についての詳細な記述はないが、万曆『大明会典』⁷⁾によれば、一五世紀の永楽時代以降、宦官や文武官が使節賜宴に参加し始めて外交が活発化し、その結果、多くの外国使節が明朝を訪れ、使節賜宴は最終的に二回に分かれることになった。⁸⁾

以上、明朝側の史料を使用して、明代初期の宴使礼の規定を検討した。他方で、儀礼現場に関しては明朝側の史料が欠けているため、それ以外の史料を参照しながら検証しなければならない。

朱棣の崩御後、明朝の積極的な対外姿勢は徐々に収束した。正統一四（一四四九）年、朱祁鎮（正統帝）が親征で

大敗し、オイラトのエセンに捕虜にされるという「土木堡の変」が勃発した後、明朝の軍事施策も防衛態勢に移行した。その後、景泰四（一四五三）年九月二六日に、九隻の遣明船を率いて朝貢にきた日本正使である東洋允澎が北京に到着し、一〇月一七日と二か月後の一二月二五日に会同館の使節賜宴に参加した。

十七日上命設茶飯於本館。以享日衆。内官一員。并礼部侍郎光伴。倡優伎術。事々驚人。（中略）廿五日日衆三百餘員。就本館賜茶飯。⁹⁾

（訳文）一七日に、本館で茶飯の催しを行うように命じられた。これは多くの日本人を招待するためのもので、宦官の一人と礼部侍郎の光伴も招かれている。また、才能豊かな芸能者たちも出演し、さまざまなことに驚いた。（中略）二五日、三〇〇人以上の日本人が本館に集まり、茶飯が供された。

簡略に記されているが、重要なメッセージを伝えている。第一に、日本使節への賜宴は北京到着後と出発前の二回、および開催場所は会同館であることを明示している点である。第二に、明朝の規定上ではさまざまな官員が出席可能とされているが、ここでは宦官と礼部侍郎の「相伴」だけが記されるのが意味深長である。しかし、残念なことに、宴会の儀礼については、本史料には記載が無い。

二 嘉靖時代における宴使礼の変遷

嘉靖一二（一五三三）年、皇太子誕生の慶祝のために、朝鮮使節蘇世讓が進賀使として北京に派遣され、翌年間二月一三日および二六日に会同館宴に参加した。

三日（一三日）、晴。赴下馬宴於會同館。押宴太監黃錦、禮部尚書夏言、乘轎入來。即於階前拱立迎入。精膳司員外郎毛潔亦來。序班等引立階上、行望闕五拜。又進尚書前、行再拜禮後、各就位設宴。

六日（二六日）、赴上馬宴於會同館、夏尚書及太監麥福、承命押宴。儀如下馬宴。^⑩

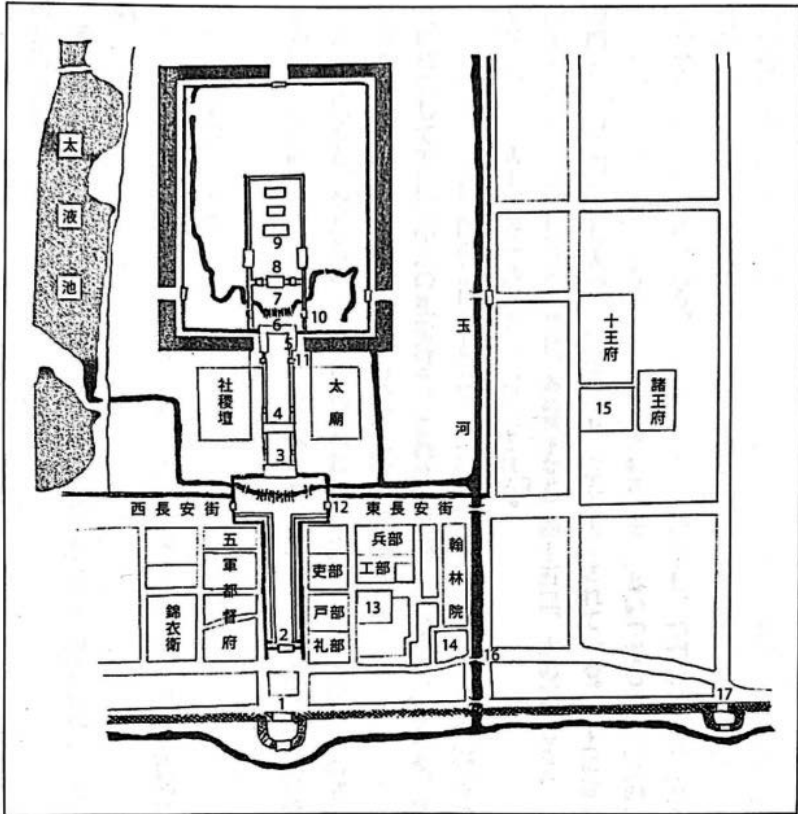
〔訳文〕 三日（一三日）、晴。会同館での下馬宴に出席した。押宴を担当した太監黃錦と礼部尚書夏言は、輿で到着した。彼らを階段前で礼をして迎えた。また、精膳司員外郎である毛潔も出席した。序班に従って階段上に引かれ、宮城に向かって五拝礼を行った。その後、礼部尚書の前に進み、再び拝礼を行い、それぞれの席に着席した。

六日（二六日）は、会同館での上馬宴に出席した。礼部尚書夏言と太監麥福が命令を承り宴会を主催した。儀式は下馬宴と同様であった。

ここでは、明初の宴使礼とは異なる様子が見て取れる。

第一に、宴会の司会官として宦官と礼部官が定着していることに加えて、その官職は注目に値する。宦官では御用監太監（正四品）である黃錦が出席した。彼は後に朱厚熹（嘉靖帝）に寵愛されて二〇年間のうちに内府のトップの司礼監太監と、特務機構である東廠の長官を兼任した。^⑪ 礼部官は、「大礼の議」により手柄を立てて礼部最高職の礼部尚書（正二品）に昇った夏言である。彼はさらに五年後、外朝官制のトップである内閣首補に昇進した。つまり、今回使節賜宴に赴いた二人の官僚は、いずれも朱厚熹の信任を得て、官僚人生の上昇期にあった人物たちである。第二に、宴使礼は大きな変化を遂げた。宴会の開始前には同じように望闕礼が行なわれたが、儀礼作法が鞠躬二拝礼ではなく、五拝礼になった。五拝礼とは、外国使節が朝会に参る際の皇帝に対する最高規格の儀礼である。しかも、それは宴会の終わりにも行われた。また、望闕礼の後、尚書に対して二拝の儀礼がある。なお、「下馬宴」と「上馬宴」という呼称については、最初は朝鮮史料に現れ、二回の会同館宴を区別するために使用されている。

また、明朝の儀礼においては、互いの位置関係がそれぞれの上下関係を表わす特徴があるため、これから二つの史料を利用して補足的に説明する。



《明代中期の北京宮城周辺》

- | | |
|-------|---------------|
| 1 正陽門 | 10 左順門 |
| 2 大明門 | 11 關左門 |
| 3 承天門 | 12 長安左門（東長安門） |
| 4 端門 | 13 鴻臚寺 |
| 5 左掖門 | 14 會同館南館（玉河館） |
| 6 午門 | 15 會同館北館 |
| 7 丹墀 | 16 玉河中橋 |
| 8 奉天門 | 17 崇文門 |
| 9 奉天殿 | |

明代の使節賜宴と宴使礼(謝)

図二・明代中期の北京宮城周辺(『アジアの海の古琉球』
二四七頁)

一 嘉靖二六(一五三七)年

禮部尚書嚴嵩先入、余等祇迎于階下。少頃、奉命太監黃錦繼入、又出、祇迎郎於階上。隨尚書之後、望闕一拜三叩頭。又入大廳、就太監及尚書前再拜。訖、各就東西宴卓。

(訳文) 礼部尚書嚴嵩が最初に入場し、私たちは階段下で彼を出迎えた。しばらくして、奉命太監の黄錦が入館し、その後、再び(館を)出て、私たちは階段上で彼を出迎えた。尚書の後ろに従って、宮城に向かって一拝三叩頭をした。その後、再び大広間に入り、太監と尚書の前で再び拝礼をした。最後に、各自が東西の宴席に着席した。

二 嘉靖一八(一五三九)年

尚書率臣等西向行望闕禮後、與太監南面而立。率下人行再拜。禮訖。分東西而坐。

(訳文) 尚書は臣下と共に西を向いて望闕礼を行った後、太監と共に南を向いて立った。従者たちと共に(尚書と太監に)二拝礼を行い、礼が終わると、東西に分かれて座った。

史料一によると、望闕礼が館外の階段で行われたことが

わかる。おそらく尚書と太監が階段の上、使節が階段の下に立ち、ともに遙拝礼を行った。ここでの遙拝礼について、史料二では「西向」と記されており、つまり会同館北館から西の宮城に向かって行うのである(図二)。また、望闕礼が終わると、大広間に入ると、行礼の空間が北京城から会同館内へと変わり、礼儀も変化した。尚書と太監はより高い地位である北に立ち、南に立つ使節たちの行礼を受ける。中国の伝統的な認識として、「南面称尊、北面称臣」(南に向かって尊と称え、北に向かって臣と称える)というものがある。すなわち、陽の方角である南に面することが尊位を示すのであり、これにより、互いの位置関係は北と南という上下関係に戻った。最後に、着席した後、使節と明朝官員は東と西に分かれて座る。その点は『大明集礼』の規定に合致する。つまり、行礼の際には、会同館を軸として、館の外では君臣の礼を行い、館の内では官僚の礼を行うのである。なお、同じ時代においても、望闕礼には五拝礼だけでなく、上記の「一拝三叩頭」の例も散見される。

三 嘉靖〜万暦期における遙拝礼の変化

日本使節は「寧波の乱」後、久方ぶりにこの時期に入貢しており、彼らの記録により、当時代の宴使礼を補足する

ことが可能である。

嘉靖一八（一五三九）年に日本が派遣した使節は、翌年には北京に入り、三月一八日に会同館宴に参加した。例の、太監・礼部官の出席や一拝三叩頭礼のほか、初めて「天子座」という言葉が現れる。

當内禁之方、右方飾天子座¹⁴。

〔訳文〕宮城の方角に当たる所、右の方に天子座を飾る。会同館では「天子座」が設置され、礼部と太監が使節とともに天子座を前に遙拝礼を行った。天子座とは、皇帝しか座れない御座のことである¹⁵。使節賜宴の現場において皇帝を指し示すものを設置することは意味深長である。ただし、天子座の設置に関する史料はこれ以外に存在せず、現時点ではその正体を裏付けることはできない。また、副使である策彦周良の記録によると、嘉靖一九年四月二六日条に「送茶飯」があり、策彦自身は病気のため参加していなかったものの、それが二次賜宴だと思われる。

万曆二（一五七四）年、朝鮮聖節使とともに明朝に派遣される書状官の許筠が入明の経緯を記録している。今回の会同館賜宴では、遙拝礼の際に「龍亭」が設けられるようになった。

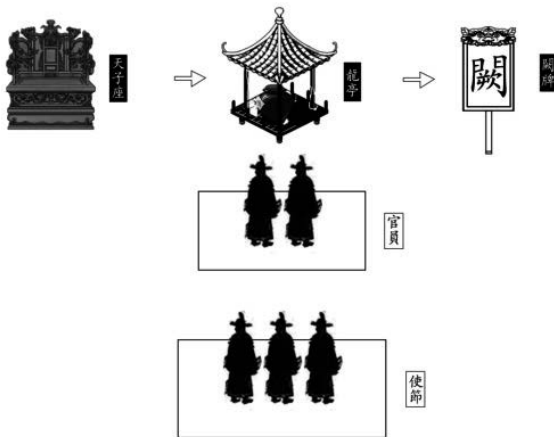
堦之西設龍亭一坐、尚書率余等一拝三叩頭¹⁶。

〔訳文〕階段の西に一台の龍亭を設け、尚書は私たち

史苑（第八四卷第一号）

と共に一拝三叩頭を行礼する。

嘉靖時代と同じように、ここでも一拝三叩頭が行われている。しかし、今回の場合は、遙拝礼を行う際に、階段の西に「龍亭」を設置していることが特徴的である。ほかに、これまでのように尚書が司会をする一方で、嘉靖時代に活躍していた太監の姿はみられない。恐らく在外宦官の撤回や外事参与の低調に関わると考えられる。



図三・入明使節の記録による選擇礼の変化

宴使礼での「龍亭」といえば、『大明集礼』卷三一賓礼二錫宴儀注条で礼部により午門に設けられ、御酒を載せるものを指す。また、同史料の「遣使開詔儀注」によると、使節を外国に派遣する際に、詔書(外国国王への国書)を龍亭に入れた記録がある。使節賜宴で龍亭を設けるのは、皇帝の臨場感を強調するためである。つまり、選擇礼の儀礼作法に龍亭や天子座といった要素を組み込むことよって、皇帝が親臨する雰囲気を作ろうとしていると考えられるのではないだろうか。

万曆三二(一六〇四)年、朝鮮聖節使が万寿聖節のお祝いのために明朝に赴いた。その使節の記録には、「筵宴式」(宴使礼)のやり方が記されている。この史料により「闕牌」が設置されたことが分かる。

先於聽上設闕牌、尚書率一、行員役行五拜三叩頭禮。訖、撤闕牌。

(訳文) まずは正庁に闕牌を設ける。尚書は諸役者とともに五拜三叩頭礼を行った。終わると、闕牌を撤する。

闕牌とは闕字牌ともいい、皇宮を指す「闕」の字を刻んだ木牌である。「闕牌」という言葉については、『朝鮮王朝実録』世宗六(一四二四)年九月一日条が初出である。当

時、朱棣(永楽帝)が北元への遠征で崩御したことは朝鮮に伝えられ、朱棣を弔う拳哀礼が行なわれた。儀礼の最初に殿内に闕牌を設け、その後、その闕牌を前に一連の儀礼が行なわれる。つまり、闕牌は朝鮮にとって明朝を象徴する仮想空間であり、それに向かって儀礼を行なうことで明朝への事大を示すのである。

嘉靖く万曆時代の宴使礼の特徴をまとめると、次のようになろう。第一に、嘉靖・隆慶期における宦官権限の抑制により、太監は司会官から姿を消した。第二に、跪拝儀礼では一拜三叩頭と五拜三叩頭が混在していた。さらに、新たに天子座・龍亭・闕牌が設置され、望闕礼が行われるようになった。

おわりに

本稿では、明朝の対外礼制である賓礼に基づいた使節賜宴の分析を通して、宴使礼の創出・変化の過程について検討した。

本稿の考察に基づく結論は以下の通りである。一) 使節賜宴は朝貢制度の一部であり、宴使礼は明代対外儀礼である「賓礼」の重要な部分であった。二) 洪武年間では、礼部官と光祿寺官の出席、望闕鞠躬二拝礼が行われていた。

三) 永楽〜嘉靖年間では、礼部尚書と太監の司会、館外で宴会の開始と終わりに二回の望闕五拝三叩頭礼、館内で司会官への二拝礼が行われた。四) 嘉靖〜万暦時代では、望闕礼の儀礼作法が変わり、天子座・闕牌・龍亭など皇帝を指し示すものを設置しながら行礼するという形に変化した。この変更の背景に、どのような意図があるかについては、紙幅の都合上、今後の研究に譲りたい。

使節賜宴は、表面的には明朝の賓礼制度の一環であるが、肅拝儀礼や、官僚と宦官など重要な問題の交点でもあるため、明代外交史において見直すべき問題として、今後はより多角的な観点から深く研究される必要がある。

参考文献

著書と論文

日本語

岩井茂樹

二〇二〇年 『朝貢・海禁・互市…近世東アジアの貿易と秩序』名古屋大学出版会。

上田信

二〇〇五年 『海と帝国』講談社。

内田晶子・高瀬恭子・池谷望子

二〇〇九年 『アジアの海の古琉球…東南アジア・朝鮮・

中国』榕樹書林。

桑野栄治

二〇〇四年 『高麗末期の儀礼と国際環境…対明遥拝儀礼の創出』『久留米大学文学部紀要』国際文化学科編第

二一号、六一―一〇五頁。

二〇〇九年 『朝鮮中宗三〇年代における対明外交交渉…宗系弁証問題をめぐって』『久留米大学文学部紀要』

国際文化学科編第二六号、四九―八六頁。

米谷均

二〇一三年 『日明・日朝間における肅拝儀礼について』

中島楽章・伊藤幸司編 『寧波と博多』汲古書院、東

アジア海域叢書一。

明代の使節賜宴と宴使礼(謝)

中国語

夏応元・夏琅

二〇一三年『策彦周良入明史跡考察記及研究』復旦大学出版社。

朱莉麗

二〇一三年『行観中国：日本使節眼中的明代社会』復旦大学出版社。

陳支平・林東傑

二〇一九年「明代市舶司與提督市舶太監」『東南學術』

第二期、一八七—二〇二頁。

史料

『明実録』台湾中央研究院歴史語言研究所収、一九六二年。

(明)高岐『福建市舶提举司志』(方宝川・謝必震編纂『琉球文献史料彙編』明代卷、海洋出版社、二〇一四年)。

(明)徐一夔『大明集礼』国家図書館出版社、二〇〇九年。

(明)李東陽・申時行、万曆『大明会典』中華書局、一九八八年。

(清)張廷玉、『明史』中華書局、一九七四年。

策彦周良『策彦和尚初渡集』、『策彦和尚再渡集』、『謙

斎南渡集』(牧田諦亮『策彦入明記の研究』、法藏館、

一九五五～五九年)。

笑雲瑞訢著、村井章介・須田牧子編『笑雲入明記』日本僧

の見た明代中国』平凡社、二〇一〇年。

了庵桂悟『壬申入明記』(牧田諦亮『策彦入明記の研究』、法藏館、一九五五～五九年)。

中央研究院歴史語言研究所 韓国国史編纂委員会、明

実録、朝鮮王朝実録、清実録資料庫、『朝鮮王朝実録』
<https://hanchi.ihp.sinica.edu.tw/mq/login.html>

(二〇二三年四月五日にアクセス)。

林基中『燕行録全集』韓国東国大学、二〇〇一年。

註

- (1) すでに建文年間に朝鮮と日本を冊封しているが、皇帝位の変更のため再び遣使して宣言する必要がある。
- (2) 岩井茂樹『明代中国の礼制覇権主義と東アジアの秩序』『東洋文化』第八五号、二〇〇五年、一一三〇頁。
- (3) 上田信『シナ海域 蜃気楼王国の興亡』講談社、二〇一三年。
- (4) 内田晶子・高瀬恭子・池谷望子『アジアの海の古琉球―東南アジア・朝鮮・中国―』榕樹書林、二〇〇九年。
- (5) 米谷均「日明・日朝間における肅拜儀礼について」中島楽章・伊藤幸司編『寧波と博多』汲古書院、東アジア海域叢書一一、二〇一三年。
- (6) (明) 徐一夔『大明集礼』卷三一、錫宴儀注。
- (7) (明) 李東陽、万曆『大明会典』卷一〇九、会同館。「永楽以後、四夷來朝貢者、欽命中官與文武大臣、或學士等官待宴、不拘員數。」
- (8) (明) 李東陽、万曆『大明会典』卷一一四、管待番夷土官筵宴。「夷土官筵宴及四夷使臣土官人等進貢、例有欽賜筵宴一次二次。(中略)若使臣數多、分二日宴。」
- (9) 笑雲瑞訢『笑雲入明記』、景泰四(一四五三)年一七日、廿五日条。
- (10) 蘇世讓『陽谷赴京日記』嘉靖一三(一五三四)年閏二月(林基中『燕行録全集』二冊、韓国東国大学、二〇〇一年、第四〇三―四〇五頁)。
- (11) 明) 王世貞『弇山堂別集』卷四、「中璫之久貴……黃錦掌司禮兼督東廠二十餘年。」
- (12) 丁煥『朝天録』嘉靖一六(一五三七)年九月初六日(林

史苑(第八四卷第一号)

- 基中『燕行録全集』三冊、韓国東国大学、二〇〇一年、第一一〇―一一一頁)。
- (13) 權撥『朝天録』嘉靖一八(一五三九)年一月(林基中『燕行録全集』二冊、韓国東国大学、二〇〇一年、第三〇四―三〇五頁)。
- (14) 策彦周良『策彦和尚初渡集』上、嘉靖一九(一五四〇)年三月一八日条。
- (15) 朱『行觀中国』の一四四頁によれば、「天子座は闕牌を指すもの」とされているが、日本使節が木製の闕牌を天子座と表現することは難しいと思われる。桑野「高麗末期の儀礼と国際環境…対明遥拝儀礼の創出」の第二章「元・明交替期の外交儀礼」では、闕牌とは闕字牌ともいい、「闕」の字を刻んだ木牌であると解釈されている。
- (16) 許鈞『朝天記上』万曆二(一五四七)年八月(林基中『燕行録全集』六冊、韓国東国大学、二〇〇一年、第二三六―二三七頁)。
- (17) (明) 徐一夔『大明集礼』卷三三、遣使開詔儀注。「使者捧詔書由奉天門中出、至午門外、以詔置龍亭中。」
- (18) 著者不明『朝天日録』万曆三二(一六〇四)年(林基中『燕行録全集』二〇冊、韓国東国大学、二〇〇一年、第八三―八四頁)。
- (19) 『朝鮮王朝実録』世宗実録、六年(一四二四)九月一日癸酉。「大行皇帝舉哀議註…前期、有司設闕牌於勤政殿當中南向、設香案於其前(後略)。」

(本学博士後期課程)